

利用案内

新座市総合運動公園



新座市イメージキャラクター ゾウキリン

＜利用に関する問合せ＞

施設	新座市民総合体育館
住所	〒352-0022 新座市本多二丁目1番20号
電話番号	048-478-8011 (FAX) 048-478-8013
受付時間	午前9時から午後9時まで
休館日	毎週月曜日(但し祝日の場合は翌日)
施設管理者	新座市体育施設等指定管理者 スポーツにいざコンソーシアム

＜新座市総合運動公園＞

施設	新座市総合運動公園管理事務所
住所	〒352-0022 新座市本多二丁目8番16号
電話	048-479-5515
FAX	048-479-5619
受付時間	午前8時30分から午後9時まで
休園日	毎週月曜日(但し、休日の場合はその 日後において最も近い休日でない日)

新座市総合運動公園

1 休園日

- ① 毎週月曜日（休日の場合は、その日後において最も近い休日でない日）
- ② 年末年始（12月29日から翌年1月3日）
- ③ その他管理上臨時に休園することがあります。

2 運動公園の開園時間

- ① 4月～11月 午前8時から午後9時30分まで
- ② 12月 午前8時から午後6時30分まで
- ③ 1月～3月 午前8時から午後5時まで

3 利用手続等

「新座市公共施設予約システム」にて利用者登録を行ってください。

- ※ スポーツ、レクリエーション活動等を目的とした団体に限ります。
- ※ 登録の際は、身分証明書（代表者のみ）、団体構成員名簿を添付していただきます。
- ※ 登録に当たっては、代表者が構成員の身分証明書を確認してください。
- ※ 中学生以下の団体の場合は、保護者（成人の責任者）が必要となります。
- ※ 登録更新は、一般団体は3年ごと、子ども団体は毎年度更新となります。なお、構成員の1／3以上に変更が生じた場合はその都度変更手続きが必要です。

登録条件について

- ◆ 構成員が10名以上の団体であること
 - ・ 市内団体登録 ※(1)の人数要件に加え、(2)又は(3)に該当することが必要です。
 - (1) 新座市に在住、在勤又は在学の方が10名以上（構成員が15名以上の場合は全体の3分の2以上が必要）で構成された団体
 - (2) 市内の競技連盟等に所属していること
 - (3) レクリエーション活動を目的としたサークル又は競技連盟がないスポーツ団体
 - ・ その他団体登録
上記に満たさない団体

利用予約申込について

- ◆ 野球場、陸上競技場及びマレットゴルフ場の専用利用

「新座市公共施設予約システム」にて仮予約手続を行い、オンライン決済、又は、利用日当日に新座市民総合体育館受付窓口にて使用料を納入してください。納入後、本予約となります。

4 利用取消について

① 使用料納入前の場合

「新座市公共施設予約システム」にて、**前日**までに利用取消を行ってください。

- ※ 利用日当日のキャンセル又は無断キャンセルは、ペナルティとして**その日から翌月末までの間、「新座市公共施設予約システム」での予約ができなくなります。**（新座市民総合体育館窓口での予約は可。ただし、予約時に使用料を納入していただきます。）

- ※ 利用日当日に悪天候等で使用できない場合は、ペナルティは発生しません。グラウンドのコンディションについては、公益財団法人新座市スポーツ協会のホームページの確認、又は、新座市総合運動公園管理事務所まで御連絡ください。

② 使用料納入後の場合

「新座市民総合体育館受付窓口」又は「新座市総合運動公園管理事務所」まで、電話にて利用取消の御連絡をお願いします。

- ※ 支払方法に関係なく、使用料納入後のキャンセルは、利用日の7日以上前のキャンセルを除き、原則返金できません。手続きについては、5を御覧ください。
- ※ 悪天候等で使用できなかった場合は、「還付申請手続」を行うことで使用料の全額を還付、又は、利用日の変更（振替）が可能です。手続きについては、5を御覧ください。

5 還付・振替について

- ◆ 利用日の7日以上前に使用料を納入した予約を取消する場合
利用日の7日前までに「還付申請手続」を行うことで、使用料の半額を還付します。利用許可書のほか、現金払いされた方は利用者の印鑑及び振込口座名等が記載された書類を持って、「新座市民総合体育館受付窓口」にお越しください。なお、期限を過ぎると還付できません。また、利用許可書は「新座市公共施設予約システム」で確認できます。
- ◆ 悪天候等で使用できなかった場合
 - ① 「還付申請手続」を行い使用料の全額を還付します。
利用許可書のほか、現金払いされた方は利用者の印鑑及び振込口座名等が記載された書類を持って、「新座市民総合体育館受付窓口」にお越しください。なお、利用許可書は「新座市公共施設予約システム」で確認できます。
 - ② 別日に振替を行います。
同条件で「新座市公共施設予約システム」にて仮予約を行い、利用日当日までに悪雨天時の許可書を持って、「新座市民総合体育館受付窓口」にお越しください。なお、利用許可書は「新座市公共施設予約システム」で確認できます。
※ 振替の場合は、仮予約後にオンライン決済を行わないでください。
※ 振替については、年度内をお願いいたします。

6 施設の利用の制限について

新座市暴力団排除条例の規定に基づき、施設の利用が暴力団の利益となる利用等と認められるときは、利用等を許可しません。また、許可した後に暴力団の利益となる利用等であることが判明した場合は、利用等の許可を取り消します。なお、暴力団の利益となる利用等を制限するため、利用等の許可の決定にあたり、必要と認める場合には、所管の警察署に照会する場合があります。

I 新座市総合運動公園 野球場

1 利用時間

区 分	午 前	午 後 1	午 後 2	夜 間
時 間	午前8時30分 ～ 午前11時30分	正午 ～ 午後3時	午後3時30分 ～ 午後6時30分	午後7時 ～ 午後9時30分

- [備考]
- ・ 12月は夜間（午後7時～午後9時30分）の利用はできません。
 - ・ 1月から3月は芝生養生期間のため利用できません。

2 利用区分

専用利用（全施設を大会等で独占利用すること）※練習及び練習試合等での利用不可。

3 競技種目

- ・ 軟式野球（小学生から一般まで）
- ・ 硬式野球（小学生から高校生まで）

4 野球場の予約システムの利用条件

登録区分	抽選申込期間	抽選日	抽選後の空き施設申込期間	利用制限
市内団体	利用月の2か月前の1日から9日まで	抽選申込月の10日	抽選申込月の11日から利用日前日まで	【抽選】 土・日・祝：月4単位 平日：制限なし
その他団体	抽選に参加できません		利用月の1か月前の1日から利用日前日まで	【一般予約】 制限なし

5 使用料

区分	午前	午後1	午後2	夜間
一般	4, 7 1 0	4, 7 1 0	4, 7 1 0	2, 6 1 0
子供	2, 3 5 0	2, 3 5 0	2, 3 5 0	1, 3 0 0
放送設備	1 式 1 回		1, 0 4 0	
照明設備	全点灯 3 0 分当たり 4, 1 8 0		半点灯 3 0 分当たり 2, 0 9 0	
スコアボード	1 式 1 回		1, 0 4 0	

[備考]

- ・ その他団体が利用する場合は、上表の使用料の倍額です。
- ・ 子供は中学生以下の団体です。
- ・ 子供とは、子供（中学生以下の者をいう）が3分の2を超えている団体をいう。
- ・ 入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料は、所定の使用料に1人1回について徴収する最高の料金に100を乗じた額を加算した額とします。

6 利用上の注意

1	利用の時は、「利用（変更）許可書」を必ず受付に提示し、係員の指示に従って利用ください。
2	一度納入された使用料は、原則としてお返し致しません。また、利用の権利の譲渡・転貸をすることもできません。無断で利用許可内容を変更した場合は、利用を取り消すことがあります。
3	利用日及びその前日が悪天候等のため、グラウンドコンディション不良の時は利用をお断りすることがあります。なお、利用の可否については、直接管理事務所で確認してください。
4	利用時間には、準備から終了後の清掃、現状回復、着替え等も含まれます。 利用時間をお守りください。
5	敷地内において許可なく物品の販売・張り紙等は固くお断りします。
6	貸し出し器具の出し入れは、係員の確認のもと、利用者が行ってください。施設の利用に伴い、施設及び器具等を破損又は紛失したときは弁償していただくことがあります。
7	野球場グラウンド（ダッグアウトを含む）内の喫煙・飲酒・火気の使用は禁止します。また、ごみ等は必ずお持ち帰るようお願いします。
8	大会・競技会等の利用については、事前に係員と打ち合わせを行い、大会要綱等を提出してください。関係機関への届出・許可書等は利用前に必ず主催者が済ませてください。
9	危険物、動物等の持ち込みや、酒気を帯びての施設の利用は禁止しております。
10	利用上の決まりを守れないときは、利用を禁止させて頂くことがあります。
11	駐車場は収容台数に限りがありますので、できるだけバスやその他交通機関を利用してください。
12	その他不明な点は気軽に係員にお尋ねください。
13	全ての運動施設は、敷地内禁煙となります。

7 施設の概要

1	名 称	新座市総合運動公園野球場
2	所 在 地	新座市本多二丁目8番16号
3	施 設 面 積	約16,600㎡
4	併 用 開 始	平成9年4月1日
5	運 動 面 積	約12,000㎡ 規模：両翼 91m 中堅 120m 表面：内野・・・クレー 外野・・・芝生
6	構 造	メインスタンド：約567㎡ 鉄筋コンクリート造2階建て 1F：本部席 放送席 トイレ ダッグアウト 2F：観覧席（424人収容） 内野スタンド：芝スタンド約900㎡ （約1500人収容） 外野スタンド：芝スタンド約680㎡ （約1100人収容）
7	収 容 人 数	合計3000人
8	スコアボード	得点表示 判定表示（ B S O H E F C ）
9	夜 間 照 明	照明塔6基
10	中央駐車場	123台（内障がい者専用3台）

II 新座市総合運動公園 陸上競技場

1 利用時間

区 分	午前の部	午後の部
時 間	午前8時30分 ～ 正午	午後1時 ～ 午後6時

[備考]

- ・ 10月から3月は午後5時までの利用となります。
- ・ 3月から5月は芝生養生期間のためフィールドの利用はできません。

2 利用区分

- ・ 専用利用（全施設を大会・競技等で独占利用すること）
- ・ 共用利用（陸上競技場を団体又は個人が共同で利用すること）
- ・ 個人利用（陸上競技場を専用利用以外で、1人1日1回を単位として利用すること）

3 競技種目

- ・ 陸上競技の全般（管理上の都合により種目を限定させていただきます。）
- ・ サッカー（雨天当日と翌日は利用できません。）※練習及び練習試合等での利用不可。
- ・ その他（レクリエーション種目、公的スポーツ教室等）

4 個人利用・共用利用について

利用当日に「新座市総合運動公園管理事務所」にて自動券売機で『利用券』を購入し、窓口に提出してください。ただし、専用利用がある場合は利用ができませんので、あらかじめ利用状況をご確認の上、来園してください。

5 陸上競技場（専用利用）の予約システムの利用条件

登録区分	抽選申込期間	抽選日	抽選後の空き 施設申込期間	利用制限
市内団体	利用月の2か月前の 1日から9日まで	抽選申込月の10日	抽選申込月の 11日から利用日前日まで	【抽選】 土・日・祝：月2単位 平日：制限なし 【一般予約】 制限なし
その他 団体	抽選に参加できません		利用月の1か月前の 1日から利用日前日まで	

6 使用料

区分			午前	午後	全日
一般	専用		4, 7 1 0	6, 2 8 0	1 1, 0 0 0
	共用	団体	1, 5 7 0	2, 0 9 0	3, 6 6 0
		個人	1 日 1 回 2 0 0		
子供	専用		2, 3 5 0	3, 1 4 0	5, 5 0 0
	共用	団体	7 8 0	1, 0 4 0	1, 8 3 0
		個人	1 日 1 回 1 0 0		
放送設備			1 式 1 回 1, 0 4 0		

〔備考〕

- ・ その他団体又は新座市に在住在勤在学の方以外の利用の場合は上表の使用料の倍額です。
- ・ 子供個人とは、中学生以下（3歳以上）となります。
- ・ 子供団体とは、子供（中学生以下の者をいう）が3分の2を超えている団体をいう。
- ・ 入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料は、所定の使用料に1人1回について徴収する最高の料金に100を乗じた額を加算した額とします。
- ・ サッカーは専用利用のみとなります。
- ・ 専用利用は原則として陸上競技場は大会・練習、サッカーは大会などでの利用となります。

7 利用上の注意

1	利用の時は、「利用（変更）許可書」を必ず受付に提示し、係員の指示に従って利用ください。
2	一度納入された使用料は、原則としてお返し致しません。また、利用の権利の譲渡・転貸をすることもできません。無断で利用許可内容を変更した場合は、利用を取り消すことがあります。
3	利用日及びその前日が悪天候等のため、グラウンドコンディション不良の時は利用をお断りすることがあります。なお、利用の可否については、直接管理事務所で確認してください。
4	利用時間には、準備から終了後の清掃、現状回復、着替え等も含みます。利用時間をお守りください。
5	敷地内において許可なく物品の販売・張り紙等は固くお断りします。
6	貸し出し器具の出し入れは、係員の確認のもと、利用者が行ってください。施設の利用に伴い、施設及び器具等を破損又は紛失したときは弁償していただくことがあります。
7	陸上競技場施設内の喫煙・飲酒・火気の使用は禁止します。また、ごみ等は必ずお持ち帰るようお願いします。
8	大会・競技会等の利用については、事前に係員と打ち合わせを行い、大会要綱等を提出してください。関係機関への届出・許可書等は利用前に必ず主催者が済ませてください。
9	陸上競技については、次の事項を守ってください。 ・ ランニング用シューズ及び指定されたスパイクを使用してください。 ・ 用具・器具等の借用は、あらかじめ管理事務所に申し出てください。大会以外での用具・器具の借用は、陸上競技場用具貸出票に記載されているものに限りします。 ・ 利用後は係員の確認のもと必ず元の位置に戻してください。 ・ フィールドの種目には、利用制限があります。必ず係員に相談してください。 ・ トラックは左回りで利用してください。なお、競技場保全のため、練習での利用コースは係員の指示に従ってください。
10	小学生未満の子供の利用は、保護者同伴で利用してください。
11	危険物、動物等の持ち込みや、酒気を帯びての施設の利用は禁止しております。
12	利用上の決まりを守れないときは、利用を禁止させていただきます。
13	駐車場は収容台数に限りがありますので、できるだけバスやその他交通機関を利用してください。
14	その他不明な点は気軽に係員にお尋ねください。
15	全ての運動施設は、敷地内禁煙となります。

8 施設の概要

1	名 称	新座市総合運動公園陸上競技場 (全天候陸上競技場)
2	所 在 地	新座市本多二丁目8番16号
3	施 設 面 積	約20,300㎡
4	併 用 開 始	平成8年10月1日
5	施 設 の 概 要	(1) トラック (1周400m) 8コース(全天候舗装) (2) フィールド サッカー場105m×64m(野芝舗装) (3) スタンド 4000人収容(芝スタンド)
6	中央駐車場	123台 (内障がい者専用3台)

Ⅲ 新座市総合運動公園 マレットゴルフ場

1 施設の概要

施設面積 約28,400㎡
コース 全36ホール（東18ホール、西18ホール）

2 利用時間

区分	午前の部	午後の部
時間	午前8時30分～正午	午後1時～午後6時

〔備考〕
10月から3月は午後5時までの利用となります。

3 利用区分

- ・ 専用利用（全コース又は東・西コースどちらかのコースを大会等で独占利用すること）
- ・ 共用利用（団体又は個人が共同で利用すること）
- ・ 個人利用（共用利用で個人が1人1日1回を単位として利用すること）

4 競技種目

マレットゴルフ場はマレットゴルフのみとなります。

5 個人利用・共用利用について

利用当日に「新座市総合運動公園管理事務所」にて共用団体利用手続きの上、自動券売機で『利用券』を購入し、窓口に提出してください。腕章を受取り、プレー中は目立つ位置に着用してください。ただし、専用利用がある場合は利用ができませんので、あらかじめ利用状況をご確認の上、来園してください。

6 マレットゴルフ場（専用利用）の予約システムの利用条件

登録区分	抽選申込期間	抽選日	抽選後の空き施設申込期間	利用制限
市内団体	利用月の2か月前の1日から9日まで	抽選申込月の10日	抽選申込月の11日から利用日前日まで	【抽選】 土・日・祝：月2単位 平日：制限なし 【一般予約】 制限なし
その他団体	抽選に参加できません		利用月の1か月前の1日から利用日前日まで	

7 使用料

区分			午前	午後	全日
一般	専用		4, 7 1 0	6, 2 8 0	1 1, 0 0 0
	共用	団体	1, 5 7 0	2, 0 9 0	3, 6 6 0
		個人	1 日 1 回 2 0 0		
子供	専用		2, 3 5 0	3, 1 4 0	5, 5 0 0
	共用	団体	7 8 0	1, 0 4 0	1, 8 3 0
		個人	1 日 1 回 1 0 0		
放送設備			1 式 1 回 1, 0 4 0		

[備考]

- ・ 専用利用は東西どちらかのコースのみを専用利用する場合は上記の使用料の半額となります。
- ・ 個人利用の料金は1日プレーを楽しめる料金となります。
- ・ スティック・ボールの貸し出しは無料です。(数に限りがあります) 希望される方は受付時に申し出てください。
- ・ その他団体及び個人が利用する場合は、上表の使用料の倍額です。
- ・ 子供は中学生以下(3歳以上)となります。
- ・ 子供団体とは、子供(中学生以下の者をいう)が3分の2を超えている団体をいう。
- ・ 入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料は、所定の使用料に1人1回について徴収する最高の料金に100を乗じた額を加算した額とします。

8 マレットゴルフ年間利用券について

◆ 申込方法等

受 付 場 所	新座市総合運動公園管理事務所
受 付 時 間	午前8時30分から午後5時まで ※ 休園日を除く
申 込 方 法	申請書に写真(2.5cm×3cm) 1枚を添付し、料金を窓口で納付 ※ 申込の際は、本人確認ができるもの(運転免許証、保険証等)を持参してください。
申 込 期 間	3月1日から12月28日まで
料 金	(市内) 10, 4 7 0 円 (市外) 20, 9 4 0 円
有 効 期 限	4月1日から翌年3月31日まで

[注意事項]

- ・ 個人年間利用券は個人利用の場合のみ使用できます。団体利用(共用・専用)には使用できません。
- ・ 他の団体等が大会開催等により専用利用している場合は利用できません。
- ・ 年度途中で購入する場合、月割り・日割りはいたしません。
- ・ 個人年間利用券の貸与及び譲渡はできません。
- ・ 購入後の払い戻しはいたしません。
- ・ 紛失等をした場合は、個人年間利用者であることの確認ができない方に対しての再発行はいたしません。
- ・ 利用の際は、総合運動公園管理事務所にて個人年間利用券を提示して、腕章を受け取ってから利用ください。

9 利用上の注意

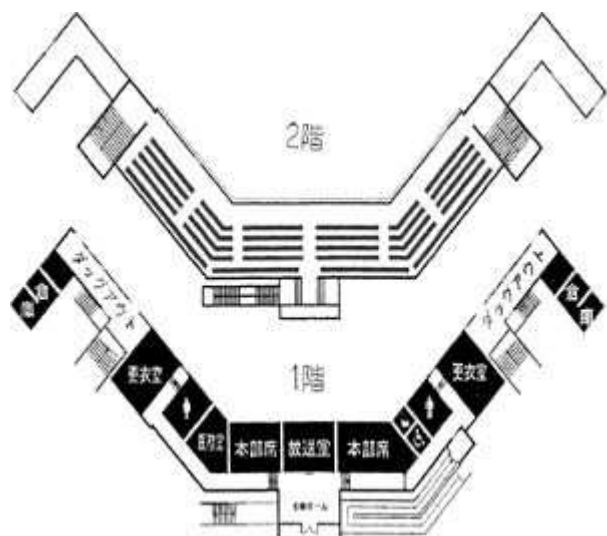
1	利用時間を必ず守ってください。利用時間外の無断使用は絶対にしないでください。
2	専用利用以外で利用するときは、プレー中、腕章を目立つ位置に必ず着用し、プレー終了後は速やかに管理事務所へ返却してください。
3	専用利用の時は、「利用（変更）許可書」を必ず管理事務所受付に提示し、係員の指示に従って利用ください。
4	専用利用の申込みは、他の利用者へ周知のため、なるべく2週間前までに申込みいただきますよう御協力をお願いします。
5	少しでも多くの方が利用できるよう、専用利用は東・西どちらかのコースのみ専用利用する場合はなるべく40名以上、すべてのコースを専用利用する場合はなるべく80名以上で申込みいただきますようご協力をお願いします。
6	大会・競技会等の利用については、事前に係員と打ち合わせを行い、大会要綱等を提出してください。関係機関への届出・許可等は利用前に必ず主催者が済ませてください。
7	整備作業のため、コース又はホールの利用を制限させていただくことがあります。
8	悪天候（雷雨等）により、利用することが危険であると係員が判断した場合、プレー中であっても利用をお断りすることがあります。利用の可否については、管理事務所で確認してください。
9	施設の利用に伴い、施設及び貸出器具等を破損又は紛失した場合は弁償していただくことがあります。
10	小学生未満の子供の利用は、保護者同伴でなければ利用できません。
11	マレットゴルフ場施設内の飲酒・火気の使用は禁止します。また、ゴミ等は必ず持ち帰るようお願いします。
12	危険物、動物等の持ち込みや、酒気を帯びての施設の利用は禁止しております。
13	敷地内において許可なく物品の販売・張り紙等は固くお断りします。
14	利用上の決まりを守れないときは、利用を禁止させていただきます。
15	一度納入された使用料は、原則としてお返し致しません。ただし、市が認める特別な事由発生時においてはその限りではありません。また、利用の権利の譲渡・転貸をすることができません。無断で利用許可内容を変更した場合は、利用を取り消すことがあります。
16	共用利用でプレー開始後、悪天候等により市が利用を中止した場合は、管理事務所の指示に従ってください。
17	全ての運動施設は、敷地内禁煙となります。

IV 新座市総合運動公園 多目的広場

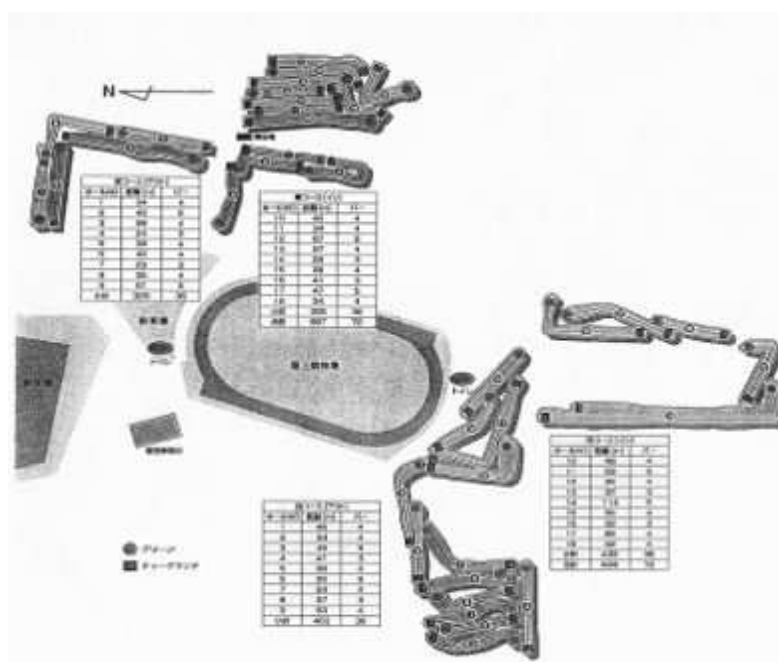
詳しくは、新座市総合運動公園管理事務所(048-479-5515)までお問合せください。

V 施設案内

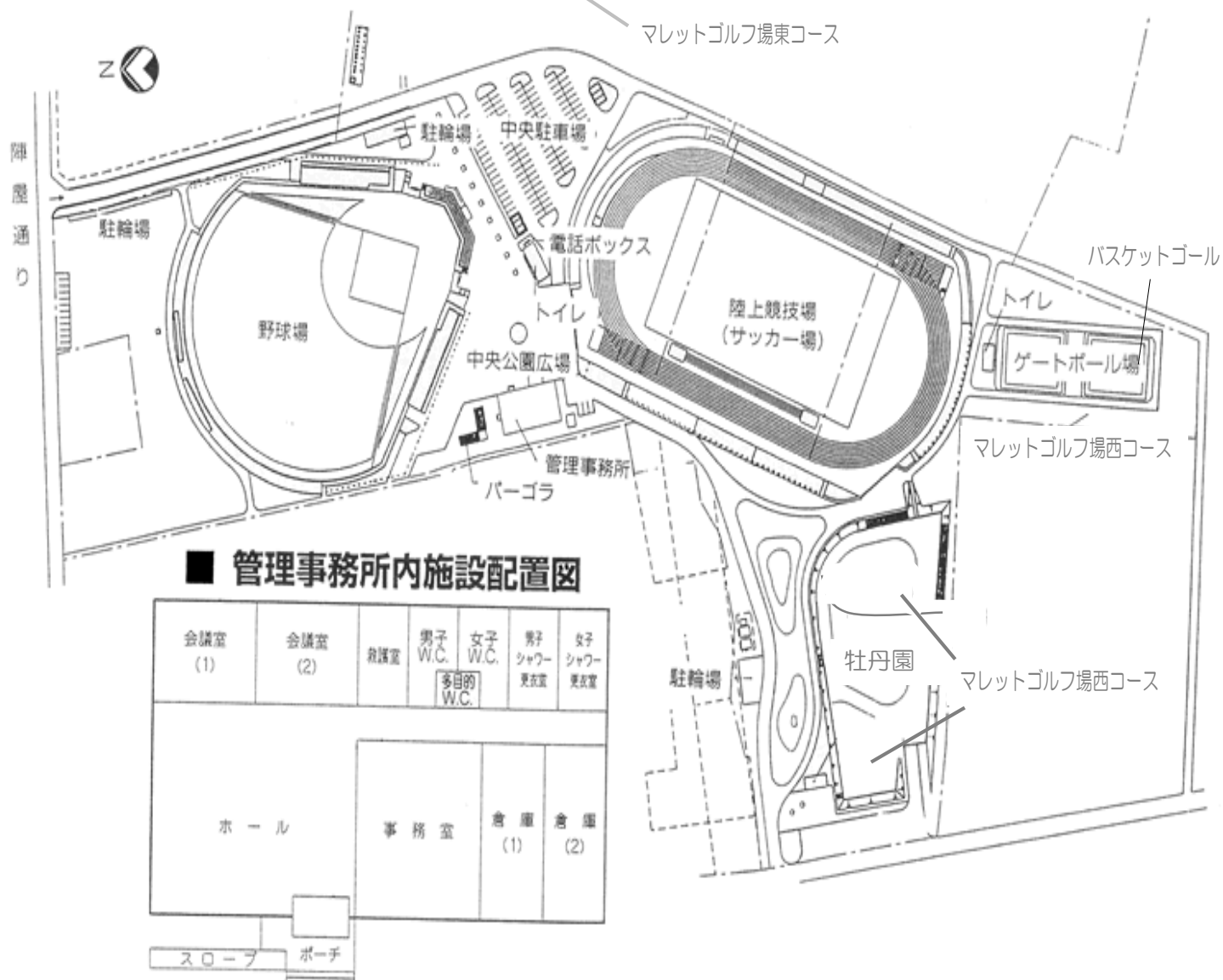
野球場メインスタンド施設配置



マレットゴルフ場施設



マレットゴルフ場東コース



- ・ 東武東上線
朝霞台駅南口から東久留米駅行か新座営業所行
- ・ J R 武蔵野線
新座駅南口から東久留米駅行か新座営業所行
- ・ 西武池袋線
東久留米駅東口から新座駅南口行か朝霞台駅行
- ・ 西武バス
新座総合体育館入口下車、徒歩約 10 分

※車で来園される方は、陣屋通り側から入園してください。

令和7年10月1日改訂